

鳥取縣公報

昭和二十二年六月十六日 外 月 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格ヲA例

告 示

◇鳥取縣告示第二百四十八號
物價統制令第四條の規定によつて甘藷苗の販賣價格の統
制額を次のように指定する。

甘藷苗販賣價格統制額
一、生産者販賣價格（一、〇〇〇本につき）

昭和二十年五月鳥取縣告示第九十八號（甘藷ノ最高販
賣價格指定ノ件）はこれを廢止する。
昭和二十二年六月十六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農林一、二、三、四、五、六號、
國岩手二號、沖繩一〇〇號、
並 伯州赤

特 其 他 の 品 種
並

六月二十日まで	二〇〇、〇〇〇圓	一八〇、〇〇〇圓	一四〇、〇〇〇圓	一二〇、〇〇〇圓
六月廿一日より 六月三十日まで	一八〇、〇〇〇圓	一六〇、〇〇〇圓	一二〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
七月一日以降	一二〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓
二、販賣業者販賣價格（一、〇〇〇本につき） （農業會が販賣する場合を除く）	二五〇、〇〇〇圓	二三〇、〇〇〇圓	一八〇、〇〇〇圓	一五〇、〇〇〇圓
六月二十日まで	一三〇、〇〇〇圓	一二〇、〇〇〇圓	一五〇、〇〇〇圓	一三〇、〇〇〇圓
六月廿一日より 六月三十日まで	一三〇、〇〇〇圓	一二〇、〇〇〇圓	一五〇、〇〇〇圓	一三〇、〇〇〇圓

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 時ハ翌日

昭和二十二年六月十六日 外

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

七月一日以降

一五〇、〇〇〇 一三〇、〇〇〇 一三〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇

- 三、農業會の販賣價格は一の生産者販賣價格に一割二分を加算することができる。
- 四、取引にあたり錢位未滿の端數を生じたときは四捨五入するものとする。
- 五、この販賣價格は賣主の最寄驛渡し又は店先渡し價格とし、包装費、種苗損害共済施設掛金及び販賣斡旋手数料を含むものである。
- 六、籠で包装した場合は一籠につき二〇圓の範囲内での實費と、前項の包装費の實費との差額を加算した額にすることができる。
- 七、五の引渡し場所以外の場所で販賣する場合の統制額は、本表の統制額からそれぞれ一、〇〇〇本あたり二圓を差引くことができる。
- 八、この表の特及び並とは左の規格によつて縣農業會の行う検査の等級である。

等級	節數	當り重量	備考
特	一五節以上	五〇〇匁以上	イ、切取苗であつて病苗及び異品種と混入しないこと。
並	一二節以上	二〇〇匁以上	ロ、一〇〇本當り重量は受験當時の目方とする。

九、本表價格は八の規格に基き縣農業會の行う検査をうけ、票箋を貼付したものの價格とする。

一〇、右の検査を受けないもの又は検査に合格しないものの價格は本表の並のもの統制額から一、〇〇〇本當り二十五圓を差引いた額によるものとする。

一一、容器を買受人手で販賣する場合は本表の統制額からそれぞれ一、〇〇〇本當り二圓を差し引いた額による。

昭和二十二年六月十六日印刷
昭和二十二年六月十六日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣公報發行所
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町